

議案第2号

西脇市工場立地法第4条の2第2項の規定による準則を定める条例について

西脇市工場立地法第4条の2第2項の規定による準則を定める条例を次のように定める。

平成29年2月24日

西脇市長 片山象三

(理由)

工場立地法に基づき、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項について、国が定めた基準に代えて適用すべき基準を定めるため。

西脇市工場立地法第4条の2第2項の規定による準則を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第2項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 法第4条の2第2項に規定する区域の区分及び区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域の区分	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
第1種区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域の区域	100分の5以上	100分の10以上
第2種区域	都市計画法第8条第1項第1号の準工業地域の区域	100分の10以上	100分の15以上
第3種区域	都市計画法第7条第3項の市街化調整区域	100分の10以上	100分の15以上
第4種区域	都市計画法第5条の都市計画区域の指定をしていない区域	100分の10以上	100分の15以上

(緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法)

第4条 前条の表に規定する緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）を算定する場合において、工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号。以下「法施行規則」という。）第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び法施行規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

(敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)

第5条 特定工場の敷地が第3条の表に規定する区域のうち、2以上の区域にわたる場合における同条の規定の適用については、当該敷地のそれぞれの区域に存する部分の面積の敷地面積に対する割合

(以下「敷地割合」という。)につき、同条の区域の敷地割合が最も高い区域に係る同条の表の規定を当該特定工場の敷地の全部に適用する。

(他の地方公共団体の長との協議)

第6条 特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の適用については、市長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和49年6月28日までに設置されている工場若しくは事業場又は設置のための工事が開始されていた工場若しくは事業場(以下「既存工場等」という。)において、生産施設の面積の変更(減少を除く。以下同じ。)が行われるときの第3条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、附則別表に規定する式によって行うものとする。

附則別表(附則第2項関係)

既存工場等が存する区域	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積
第1種区域	$G \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.05 - (G_0 / S))$ ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.05 - (G_0 / S)) > 0.05S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.05S - G_1$ とし、 $0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.1 - (E_0 / S))$ ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.1 - (E_0 / S)) > 0.1S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.1S - E_1$ とし、 $0.1S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
第2種区域、第3種区域及び第4種区域	$G \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.1 - (G_0 / S))$ ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.1 - (G_0 / S)) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.15 - (E_0 / S))$ ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.15 - (E_0 / S)) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

- 備考 表の式における記号は、それぞれ次の数値を表すものとする。
- G 当該変更に伴い設置する緑地の面積
- P 当該変更に係る生産施設の面積
- γ 当該既存工場等が属する工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。）別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合
- G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積
- S 当該既存工場等の敷地面積
- G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計
- E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積
- E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積
- E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設の面積の合計
- n 当該既存工場等が属する業種の個数
- P_j 当該変更に係る生産施設の面積で、既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種のうち、いずれかの業種に属するもの
- γ_j 既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種のうち、いずれかの業種についての同表の下欄に掲げる割合